

# 児童扶養手当などのお知らせ

## 児童扶養手当制度をご存知ですか

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育されている家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図るために支給される手当です。児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課への申請が必要です。

### 受給資格者

支給要件の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している母（父）、または父母にかわって児童を養育している方（祖父母など）が対象となります。

対象児童は、18歳に達する日以降の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日の属する月までとなります。

### 支給要件

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
  - ② 父または母が死亡した児童
  - ③ 父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
  - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 未婚の母の児童
  - ⑨ その他、生まれたときの事情が不明である児童
- ※所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲がみられない方などは、支給額の2分の1が支給停止となります。

## 4月から児童扶養手当などが改定されます

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制がとられています。

前年の全国消費者物価指数が対前年比+3.2%のため、令和6年4月分以降の児童扶養手当額が3.2%の引き上げとなります。

令和6年度児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定は次のとおりです。また、（ ）の金額は、前年度と比較した差額です。

### 児童扶養手当額（月額）

〈本体額〉  
全部支給 45,500円 (+1,360円)

一部支給 45,490円 (+1,360円) ~ 10,740円 (+330円)  
 〈第2子加算額〉  
 全部支給 10,750円 (+330円)  
 一部支給 10,740円 (+330円) ~ 5,380円 (+170円)  
 〈第3子以降加算額〉  
 全部支給 6,450円 (+200円)  
 一部支給 6,440円 (+200円) ~ 3,230円 (+100円)  
 ※一部支給額は所得に応じて決定されます。

### 子育て支援課

☎ 4 4 3 - 1 6 9 3

### 特別児童扶養手当など（月額）

特別児童扶養手当（1級） 55,350円 (+1,650円)  
 特別児童扶養手当（2級） 36,860円 (+1,100円)  
 特別障害者手当 28,840円 (+ 860円)  
 障害児福祉手当 15,690円 (+ 470円)

### 障がい福祉課

☎ 4 4 3 - 1 6 4 9

## 「児童扶養手当」と「公的年金など」の両方を受給する場合は手続きが必要です

遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金を受け取っている場合は、児童扶養手当額の全部または一部を受給することはできません。

### 障害年金以外の年金を受給している方

障害年金以外の公的年金などを受給している方（障害基礎年金などを受給していない方）は、公的年金などの額が児童扶養手当額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

### 障害年金を受給している方

障害基礎年金などを受給している方は、児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

### 公的年金などを新たに受給する方

子育て支援課に次の必要書類を提出してください。

- ・公的年金給付等受給状況届
- ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）など

公的年金などを過去にさかのぼって給付される場合や、公的年金などを受給していて、子育て支援課への手続きが遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合がありますので、手続きは早めに行いましょう。

### 子育て支援課

☎ 4 4 3 - 1 6 9 3

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 4 4 4 - 0 8 1 5

※午前・午後2時～3時30分  
 佐倉警察署八街幹部交番  
 ☎ 4 8 4 - 0 1 1 0 内線515

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	(8)(5)	(7)	(1)(10)	(2)(9)	(6)	
7	8	9	10	11	12	13
	(4)(5)	(1)	(8)(7)	(12)(3)	(2)(9)	
14	15	16	17	18	19	20
	(6)	(4)(9)	(2)(11)	(7)		
21	22	23	24	25	26	27
	(5)	(10)		(3)	(9)	
28	29	30				
		(1)(3)				午前午後

## 4月の移動交番情報

の防止を図ることを目的に実施します。



☎ 4 8 4 - 0 1 1 0

子どもたちに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルールや、マナーを身につけさせるとともに、運転者には歩行者に対する保護意識をより一層醸成させるなど、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

子どもたちが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運動の励行

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境の醸成

佐倉警察署

## 春の全国交通安全運動 4月6日～15日

4月10日  
 交通事故ゼロを目指す日  
 挙げる手を やさしく見守る

### 横断歩道

入学・入園を迎えるこの時期は、子どもに関係する交通事故が増加する傾向にあります。